

1. 製品及び会社情報

| | | | |
|------|-------------------------------|--------|---|
| 製品名 | : フラックス洗浄剤: BS-W20B, BS-W2005 | | |
| 会社名 | : 太洋電機産業株式会社 | 担当部門 | : 技術部 |
| 住所 | : 〒720-0092 広島県福山市山手町 2-16-8 | | |
| 電話番号 | : 084-951-1512 | FAX 番号 | : 084-951-9531 E-mail : info@goot.co.jp |
| 作成 | : 2016 年 2 月 18 日 | 改訂 | : 2019 年 2 月 7 日 |

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

<物理化学的危険性>

| | |
|----------|--------|
| 引火性液体 | : 区分 2 |
| 自然発火性液体 | : 区分外 |
| 自己発熱性化学品 | : 区分外 |
| 金属腐食性物質 | : 区分外 |

<健康に対する有害性>

| | |
|-----------------|--|
| 急性毒性(経口) | : 区分 4 |
| 急性毒性(吸入: 蒸気) | : 区分 5 |
| 皮膚腐食性・刺激性 | : 区分 2 |
| 目に対する重篤な損傷・眼刺激性 | : 区分 2 |
| 生殖毒性 | : 区分 1B |
| 特定標的臓器(単回ばく露) | : 区分 1(中枢神経系、視覚器、全身毒性) : 区分 2(腎臓) : 区分 3(麻酔作用、気道刺激性) |
| 特定標的臓器・(反復ばく露) | : 区分 1(中枢神経系、視覚器、末梢神経系) |
| 吸引性呼吸器有害性 | : 区分 2 |

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

<絵記号又はシンボル>



<注意喚起語>

・危険

<危険有害性情報>

- ・引火性の高い液体及び蒸気
- ・飲み込むと有害
- ・飲みこんで気道に吸入したりすると有害の恐れ
- ・皮膚刺激性
- ・強い眼刺激性
- ・呼吸器への刺激のおそれ
- ・眠気又はめまいのおそれ
- ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- ・視覚器、全身毒性、中枢神経系の障害
- ・腎臓の障害のおそれ
- ・長期又は反復ばく露による視覚器、中枢神経、末梢神経系の障害

<注意書き>

【安全対策】

- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源からとおざけること。— 禁煙
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・容器を接地すること。アースをとること。
- ・防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。
- ・火花を発生させない工具をしようすること。
- ・静電気に対する予防処置をこうずること。
- ・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- ・取り扱い後はよく手を洗うこと。
- ・この製品を使用する前に、飲酒又は喫煙をしないこと。
- ・屋外又は換気のよい区域でのみ使用すること。
- ・保護手袋、保護眼鏡、保護面を使用すること

【応急処置】

- ・飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。
- ・皮膚に付着した場合 : 多量の水と石鹼で洗うこと。直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
- ・吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・眼に入った場合 : 水で数分間、注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合には外すこと。その後も洗浄をつづけること。
- ・ばく露又はその懸念がある場合 : 医師の診断、手当てをうけること。気分が悪い時は医師に連絡すること。口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- ・皮膚刺激が生じた場合 : 医師の診断、手当てをうけること。
- ・眼に刺激が持続する場合 : 医師の診断、手当てをうけること。

【保管】

- ・容器を密閉して涼しく換気の良い場所で保管すること。
- ・換気のよい冷所で保管すること。
- ・施錠して保管すること。

【廃棄】

- ・内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者へ業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

| | | | | |
|-------------|--------------|--|---------|----------|
| 単一製品・混合物の区別 | : 混合物 | | | |
| 化学名又は一般名 | : フラックス残渣除去剤 | | | |
| 成分及び含有量 | 化学式又は構造式 | 官報公示整理番号 (化審法 安衛法) | CAS No. | |
| ①メタノール | 50 -70% | CH ₃ OH | 2-201 | 67-56-1 |
| ②酢酸エチル | 20 -30% | CH ₃ COOC ₂ H ₅ | 3-726 | 141-78-6 |
| ③メチルエチルケトン | 10 -20% | CH ₃ COC ₂ H ₅ | 3-542 | 78-93-3 |

4. 応急処置

| | |
|-----------|---|
| 吸入した場合 | : 空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。呼吸に関する症状が出た場合には、医師の手当て、診断を受けること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。 |
| 皮膚に付着した場合 | : 多量の水と石鹼で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の手当て、診断を受けること。汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。皮膚を速やかに多量の水又は適温の流水で洗浄した後、石鹼を用いてよく洗い落とす。 |

| | |
|------------------|---|
| 眼に入った場合 | : 水で数分間、注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。 |
| 飲み込んだ場合 | : 無理に吐かせないこと。医師の手当て、診断を受けること。口をすすぐこと。 |
| 予想される急性症状及び遅発性症状 | : 眠気、頭痛、協調運動不能を引き起こす。 高濃度のばく露では、目、鼻、のどに刺激を引き起こす。 皮膚への長期のばく露では、脱脂性があり、乾燥、ひび、皮膚炎を引き起こす。 |
| 応急処置をする者の保護 | : 火気に注意する。有機溶剤用の防毒マスクがあればそれを着用する。 |

5. 火災時の措置

| | |
|-------------|--|
| 消火剤 | :【小火災】二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤 :【大火災】散水、水噴霧、耐アルコール性泡消火剤 |
| 使ってはならない消火剤 | : 棒状注水 |
| 特有の危険有害性 | : 極めて燃えやすい、熱、火花、火炎で容易に発火する。 : 加熱により容器が爆発するおそれがある。 : 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。 : 引火性の高い液体及び蒸気。 |
| 特有の消火方法 | : 引火点が極めて低い: 散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。 : 散水によって逆に火災が広がる恐れがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。 : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 : 消火後も大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 |
| 消火を行う者の保護 | : 消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。 |

6. 漏出時の措置

| |
|--|
| <p>人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 ・直ちに全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 ・関係者の立ち入りを禁止する。 ・作業者は適切な保護具(8.ばく露防止及び保護措置 参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。 ・適切な保護具を着けていないときは、破損した容器或いは漏洩物に触れてはいけない。 ・漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。 ・風上に留まる。 ・低地から離れる。 ・立ち入る前に、密閉された場所を換気する。 |
| <p>環境に対する注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川等に排出され、環境へ影響を行採用に注意する。 ・排水溝、下水溝、地下室 あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 ・環境中に放出してはならない。 |
| <p>封じ込め及び浄化の方法・機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、或いは覆って密閉できる空容器に回収する。 ・少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。 ・大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所へ導いて回収する。 ・大量の場合、散水は蒸気濃度を低下させる。しかし密閉された場所では燃焼を抑えることができないおそれがある。 ・危険でなければ漏れを止める。 ・漏出物を取り扱うとき用いる全ての設備は接地する。 ・蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。 |

二次災害の防止策

- ・全ての発火源を速やかに取り除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）
- ・排水溝、下水溝、地下室或いは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

【取扱い】

- 技術的対策 : 「8.ばく露防止及び保護装置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- 安全取扱注意事項 : 使用前に使用説明書を入手すること。
 : すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 : ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
 : 取扱い後はよく手を洗うこと。
 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 : 屋外又は換気のよい区域でのみ使用すること。
 : 汚染された作業衣は作業場からださないこと。
 : 環境への放出をさけること。
 : 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
 : 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取り扱いをしてはならない。
 : 眼に入れないこと。
- 接触回避 : 「10.安定性及び反応性」を参照。

【保管】

- 安全な保管条件 : 保管場所は、壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料でつくること。
 : 保管場所は、屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他軽量は不燃材料でふき、かつ天井をもうけないこと。
 : 保管場所の床は、床面に水が侵入し、又は浸透しない構造とすること。
 : 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とすることとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためすを設けること。
 : 保管場所には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うに必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
 : 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。—禁煙。
 : 酸化剤から離して保管すること。
 : 容器は直射日光や火気を避けること。
 : 容器を密閉して換気のよい冷所で保管すること。
 : 施錠して保管すること。
- 混触危険物質 : 「10.安定性及び反応性」を参照。
- 容器包装材料 : 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

| | | |
|------------------|------------|-----------------------------------|
| 管理濃度 | :メタノール | 200ppm |
| | :酢酸エチル | 200ppm |
| | :エチルケチルケトン | 200ppm |
| 許容濃度 (日本産衛学会) | :メタノール | 200ppm (260mg/m ³) 皮膚 |
| | :酢酸エチル | 200ppm (720mg/m ³) |
| | :エチルケチルケトン | 200ppm (590mg/m ³) |
| ACGIH (2009年版) | :メタノール | TWA 200ppm, STEL 250ppm (Skin) |
| | :酢酸エチル | TWA 400ppm, STEL - |
| | :エチルケチルケトン | TWA 200ppm, STEL 300ppm |

| | |
|-------------|---|
| 設備対策 | : 取扱いについては全体換気装置を設置した場所で行う。 : 空気中の濃度を制御するには、一般適正換気で十分である。 : 防爆の電気・換気・照明器具を使用すること。 : 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 : 本製品を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 : 気中の濃度を推奨された管理濃度・許容濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他設備対策を使用する。 : 高熱取扱いで、工程ミストが発生するときは空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つ為換気装置を設置すること。 |
| 保護具 | |
| 【呼吸器の保護具】 | : 換気が不十分な場合には、呼吸器保護具を着用すること。 : 適切な呼吸器保護具を着用すること。 |
| 【手の保護具】 | : 保護手袋着用 |
| 【眼の保護具】 | : 眼の保護具を着用する。保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付眼鏡型、ゴーグル型) |
| 【皮膚及び身体保護具】 | : 顔面用保護具を着用。 |
| 【衛生対策】 | : 取扱い後はよく手を洗うこと。 |

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|---------------|-----------------|
| 物理的状態、形状、色 | : 無色透明液体 |
| 臭い | : データ無 |
| PH | : データ無 |
| 融点・凝固点 | : <-80°C(融点) |
| 沸点、初留点及び沸騰範囲 | : >65°C(沸点) |
| 引火点 | : >-6°C |
| 爆発範囲 | : 下限 2% 上限 37% |
| 蒸気圧 | : 13.3kPa(20°C) |
| 蒸気密度(空気=1) | : データ無 |
| 比重(密度) | : 0.820(20°C) |
| 溶解度 | : 水に不溶 |
| オクタノール/水配係数 | : データ無 |
| 自然発火温度 | : >470°C |
| 分解温度 | : データ無 |
| 臭いの閾値 | : データ無 |
| 蒸発速度(酢酸ブチル=1) | : データ無 |
| 燃焼性(固体、ガス) | : 該当しない |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|-------------------------------|
| 安定性 | : 通常の条件においては、安定である。 |
| 危険有害反応可能性 | : 強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険性をもたらす。 |
| 避けるべき条件 | : 高温 |
| 混触危険物質 | : 酸化剤、強アルカリ |
| 危険有害な分解生成物 | : 燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素。 |

11. 有害性情報

| | |
|-----------|--|
| 急性毒性 | : 混合物の急性毒性推定値が 1826.89mg/kg のため急性毒性(経口)-区分4とした。 : 混合物の急性毒性推定値が 26.528mg/kg のため急性毒性(吸入:蒸気)-区分5とした。 |
| 皮膚腐食性・刺激性 | : 混合物の成分の皮膚刺激性及び皮膚刺激性-区分1の濃度合計が 12.5%のため皮膚腐食性及び皮膚刺激性-区分2とした |

| | |
|--------------------|---|
| 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 | :混合物の成分の眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性—区分2の濃度合計が37.5%のため眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性—区分2とした |
| 呼吸器感作性 | :データ不足のため分類できない |
| 皮膚感作性 | :データ不足のため分類できない |
| 生殖細胞変異原性 | :データ不足のため分類できない |
| 発がん性 | :データ不足のため分類できない |
| 生殖毒性 | :混合物の成分の生殖毒性—区分1Bの濃度が62.5%のため生殖毒性—区分1Bとした。 |
| 特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露) | 混合物の成分の特定標的臓器毒性(単回ばく露)—区分3(麻酔作用)の濃度が87.5%のため特定標的臓器毒性(単回ばく露)—区分3(麻酔作用)とした。 :混合物の成分の特定標的臓器毒性(単回ばく露)—区分3(気道刺激性)の濃度が37.5%のため特定標的臓器毒性(単回ばく露)—区分3(気道刺激性)とした。 :混合物の成分の特定標的臓器毒性(単回ばく露)—区分1(視覚器)の濃度が62.5%のため特定標的臓器毒性(単回ばく露)—区分1(視覚器)とした。 :混合物の成分の特定標的臓器毒性(単回ばく露)—区分1(全身毒性)の濃度が62.5%のため特定標的臓器毒性(単回ばく露)—区分1(全身毒性)とした。 :混合物の成分の特定標的臓器毒性(単回ばく露)—区分1(中枢神経系)の濃度が62.5%のため特定標的臓器毒性(単回ばく露)—区分1(中枢神経系)とした。 :混合物の成分の特定標的臓器毒性(単回ばく露)—区分2(腎臓)の濃度が12.5%のため特定標的臓器毒性(単回ばく露)—区分2(腎臓)とした。 |
| 特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) | :混合物の成分の特定標的臓器毒性(反復ばく露)—区分1(視覚器)の濃度が62.5%のため特定標的臓器毒性(反復ばく露)—区分1(視覚器)とした。 :混合物の成分の特定標的臓器毒性(反復ばく露)—区分1(中枢神経系)の濃度が62.5%のため特定標的臓器毒性(反復ばく露)—区分1(中枢神経系)とした。 :混合物の成分の特定標的臓器毒性(反復ばく露)—区分1(末梢神経系)の濃度が12.5%のため特定標的臓器毒性(反復ばく露)—区分1(末梢神経系)とした。 |
| 吸引性呼吸器有害性 | :混合物の成分の吸引性呼吸器有害性—区分2の濃度合計が10%以上かつ動粘性率が14mm ² /S(40°C)以下のため吸引性呼吸器有害性—区分2とした。 |

12. 環境影響情報

| | |
|--------------|--------------------------------|
| 水生環境有害性(急性) | :データ不足のため分類できない。 |
| 水生環境有害性(長期間) | :データ不足のため分類できない。 |
| オゾン層への有害性 | :モントリオール議定書の付属書に記載されている物質の含有無。 |

13. 廃棄上の注意

| | |
|----------|--|
| 残余廃棄物 | :廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 :都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 :廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。尚、引火点70°C未満の液で廃棄する場合は、特別管理産業廃棄物として処理を委託してください。 |
| 汚染容器及び包装 | :容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 :空容器を廃棄する場合は内容物を完全に除去すること。 |

14. 輸送上の注意

| 【国際規制】 | 海上規制情報: | 航空規制情報 |
|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 規定 | IMOの規定に従う。 | ICAO/IATAの規定に従う |
| UN No. | 1993 | 1993 |
| Proper Shipping Name | Flammable Liquid, N.O.S | Flammable Liquid, N.O.S |
| Class | 3 | 3 |

| | | | |
|-----------------|--|-------------------------|-------------------------|
| Packing Group | II | | II |
| 【国内規制】 | 陸上規制情報 | 海上規制情報 | 航空規制情報 |
| 規定 | 消防法の規定に従う。 | 船舶安全法の規定に従う。 | 航空法の規定に従う。 |
| 国連番号 | --- | 1993 | 1993 |
| 品名 | --- | その他の引火性液体(他の危険性を有しないもの) | その他の引火性液体(他の危険性を有しないもの) |
| クラス | --- | 3 | 3 |
| 容器等級 | --- | II | II |
| 海洋汚染物質 | --- | 非該当 | --- |
| 特別の安全対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないよう積載すること。 ・危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺をおこなないように運搬すること。 ・危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると、共に、もよりの消防機関その他関係機関へ通報すること。 ・輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 ・重量物を上積みしない。 ・移送時にイレローカードの保持が推奨される。 | | |
| 緊急時応急措置 指針番号 | :128 | | |

15. 適用法令

| | |
|--------------------------|--|
| 化審法 | 優先評価化学物質 (法第2条第5項) |
| 労働安全衛生法 | :第2種有機溶剤等 (施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号) :作業環境評価基準 (法第65条の2第1項) :名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第57条第1項施行令第18条第1号第2号別表第9) :危険物・引火性の物 (施行令別表第1第4号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2.施行令第18条の2第1号第2号 別表第9) |
| 水質汚濁防止法 | :指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) |
| 消防法 | :第4類引火性液体、第1石油類 非水溶性液体 (法第2条第7項危険物別表第1) |
| 悪臭防止法 | :特定悪臭物質(施行令第1条) |
| 大気汚染防止法 | :特定物質 (法第17条第1項.政令第10条) :揮発性有機化合物 (法第2条第4項) (環境省から都道府県への通達) |
| 労働基準法 | :疾病化学物質 (法第75条第2項 施行規則第35条別表第1の2第4号1) |
| 輸出貿易管理令 | :非該当 別表第1の1~15項及び別表第2 :該当 別表第1の16項 |
| 船舶安全法 | :引火性液体類 (危規則第2、3条危険物告示別表第1) |
| 航空法 | :引火性液体 (施行規則第194条危険物告示別表第1) |
| 港則法 | :その他の危険物・引火性液体類 (法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表) |
| 特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法) | :廃棄物の有害成分一法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号) |
| 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) | :非該当 |
| 欧州 RoHS 指令 | :規制対象物質含有及び使用無。 |
| 毒劇法 | :対象外(混合物の為) |

16. その他の情報

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者
者に提供するものです。取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取り扱い等の実態に応じた適
切な処置を講ずることが必要であることを理解したうえで、活用されるようお願いいたします。記載内容は現時点で入手できる資
料、データに基づいて作成しており、以上の情報は新しい知見により改訂されることがあります。従って、本データシートそ
のものは、安全の保証書ではありません。本資料に含まれる特性値などは、代表値であり、品質保証値ではありません。